

## 関東運輸局プレスリリース

令和5年8月8日

## 宇都宮ライトレール株式会社の軌道事業の旅客運賃上限設定認可について

宇都宮ライトレール株式会社から令和5年7月7日付けで申請のあった軌道事業の旅客運賃上限設定については、本日（令和5年8月8日付）関東運輸局長が申請のとおり認可いたしましたのでお知らせします。

また、当該申請事案について、広く利用者から意見を聴くためにパブリックコメントを実施したところ、5件のご意見があり、電子政府の総合窓口（e-Gov）の「パブリックコメント（結果公示案件一覧）」欄に回答を掲載いたしました。

1. 申請日 令和5年7月7日
2. 申請者  
宇都宮ライトレール株式会社  
栃木県宇都宮市中央1丁目1番1号 宇都宮アクシスビル406号室  
代表取締役社長 高井 徹
3. 設定しようとする旅客運賃の上限を適用する路線  
宇都宮芳賀ライトレール線 宇都宮駅東口～芳賀・高根沢工業団地 14.5km

## 申請の概要

## i) 申請理由

宇都宮市では、直面する少子・超高齢社会や、地球温暖化などの環境問題に対応し、子どもから高齢者まで安心して便利に暮らせる魅力あるまちとして持続的に発展していくため、地域特性に応じて都市拠点や産業拠点などを定め、それらの拠点間を道路や公共交通で結ぶ「ネットワーク型コンパクトシティ」のまちづくりを推進している。

東西方向の基幹公共交通となる軌道事業の実施に向けては、公設型上下分離方式を採用しており、軌道運送事業者である宇都宮ライトレールは、その実現に寄与するため、諸手続きを行ってきた。

令和5年8月26日の軌道事業の開業に向けて、軌道運送高度化実施計画の認定を受け、工事施行認可や都市計画事業認可等その他の必要な手続きを完了し、概ね開業準備が整ったことから、運賃認可申請を行うもの。

## ii) 申請内容等：別紙のとおり

4. 実施予定日：令和5年8月26日

【問い合わせ先】 関東運輸局鉄道部監理課

担当 フォース・荻島

電話 045-211-7239 FAX 045-212-2011

【配布先】 神奈川県政記者クラブ、横浜海事記者クラブ

栃木県政記者クラブ

## I. 宇都宮ライトレール株式会社の申請内容

## ●設定する運賃の上限の種類、額及び適用方法

(単位：円)

営業 キロ程 (km)	普通旅客運賃	定期旅客運賃(1ヶ月)	
		通 勤	通 学
～ 3	150	5,670	4,770
～ 5	200	7,560	6,360
～ 7	250	9,450	7,950
～ 10	300	11,340	9,540
～ 13	350	13,230	11,130
～ 15	400	15,120	12,720

※ 3ヶ月通勤定期運賃は、普通旅客運賃を180倍して40%引きした額(10円未満の端数は10円単位に切上げ)。

6ヶ月通勤定期運賃は、普通旅客運賃を360倍して43%引きした額(10円未満の端数は10円単位に切上げ)。

3ヶ月通学定期運賃は、普通旅客運賃を180倍して50%引きした額(10円未満の端数は10円単位に切上げ)。

6ヶ月通学定期運賃は、普通旅客運賃を360倍して53%引きした額(10円未満の端数は10円単位に切上げ)。

小児運賃は、大人運賃を折半した額(10円未満の端数は10円単位に切上げ)。

## II. 軌道事業の収入・原価総括表

(単位：千円)

		令和5年度 [推定]	令和6～8年度合計 (原価計算期間)[推定]
収入合計(a)		529,226	2,766,481
(うち旅客運輸収入)		512,204	2,677,629
費用合計(b)		697,504	2,361,188
配当所要額(適正利潤)(c)		161,430	484,290
収支率	$(a)/(b) \times 100$	75.9	117.2
	$(a)/(b+c) \times 100$	61.6	97.2

※ 上記収入・原価総括表に用いた数値は、平年度(令和6～8年度)の数値を計上。

※ 端数処理のため、合計値と一致しない場合があります。

※ 事業者の経営計画等については、HP等事業者の公表資料等をご覧ください。